

衆議院議員山井和則君提出平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの受給者証の申請件数及び交付件数は、それぞれ、三万八千一件、三万五千七百三十四件である。

二について

インターフェロン医療費助成事業は、平成二十年度から開始したものである。

三について

インターフェロン医療費助成事業の助成対象者は、年間十万人と想定している。

四について

お尋ねについては、予算に執行残額が生じた場合、当該執行残額は不用額となり、本年度のインターフ

ェロン医療費助成事業に使われることはない。

五について

現時点では、平成二十年度の最終的な受給者証の交付件数について把握しておらず、お尋ねについてお

答えすることは困難である。

平成二十一年六月十一日提出
質問 第五三〇号

平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問主意書

提出者 山井和則

平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問主意書

平成二十年度の肝炎インターフェロン治療について、次のとおり質問する。

一 平成二十年度の肝炎インターフェロン治療受給者証の申請件数及び交付件数は、十二月までの累積件数でそれぞれ何件か。

二 一の件数は、前年度件数と比較して何件増加しているか、あるいは何件減少しているか。

三 平成二十年度の肝炎インターフェロン治療の目標件数は何件か。

四 このまま行けば、平成二十年度の肝炎インターフェロン治療の目標達成は半分前後に留まると思われる。医療費助成が目標の半分程度に留まった場合、余った予算はどうなるのか。また、今年度の肝炎インターフェロン治療に使われるのか。

五 肝炎インターフェロン治療が効果的なタイミングは限られている。今の医療費助成の額では目標が達成できず、大幅に予算が余るのではないかということが、一年以上前より再三、関係者から批判されていたにもかかわらず、それらについて聞く耳をもたず、結果的に、人の命に係る肝炎医療費の予算を大幅に余らせることは、救える命を救わず、放置したことになり、重大な失策であると考えるがいかがか。

右質問する。